

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額されたりします。

申請方法 身分証明書、保険証と印鑑、マイナンバーのわかる物（本人又は同一世帯員以外の方が申請される場合は委任状）を持参の上、市民保健課国保年金係（窓口③）で申請してください。

これらの認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、7月下旬以降に再度申請してください。

※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、7月中に送付します。

後期高齢者医療制度の保険料

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。

令和2・3年度の後期高齢者医療制度の保険料率は以下のとおりです。

	平成30・31年度	令和2・3年度
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	40,400 円	42,100 円
賦課限度額	62 万円	64 万円

保険料の算出方法

①所得割額（被保険者の総所得金額等－33万円）×8.07%

②均等割額 42,100 円

①＋②＝年間保険料（賦課限度額 64 万円）

後期高齢者医療制度の軽減判定と軽減特例が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料は、世帯の所得水準等に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成31（令和元）年度保険料より次のとおり見直されました。

被用者保険の被扶養者であった方について 保険料均等割の軽減措置期間が見直されました

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者であった方は、特例として、期間を定めず保険料均等割合の軽減措置が取られていましたが、平成31（令和元）年度から、軽減措置期間が、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過するまでの間とされました。

※1 平成31（令和元）年度末時点で、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過している場合は、令和2年度の保険料均等割は軽減されません。

※2 この2年間は、保険料所得割はかかりません。

後期高齢者医療保険料のお知らせは8月中旬に郵送します

平成31(令和元)年中の所得に基づき、8月に令和2年度の保険料を決定します。4月、6月、8月の年金から今年度の保険料をすでに納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方、又は主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、申請により減免となる可能性があります（対象期間：令和2年2月1日から令和3年3月31日まで）。

減免の条件、申請に必要な書類などの詳細については、市ホームページでご確認ください。

※申請は原則として郵送で行います。提出書類を印刷し、必要事項をご記入の上、添付書類とあわせて、任意の封筒でご郵送ください。

みんなで支える、みんなで助け合う

国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎②3 9 2 2



今年度の国民健康保険税は前年度と同率とし、課税限度額を改正します

国民健康保険事業は、国保財政の安定化を目指し、平成30年度から都道府県（静岡県）と市町村（下田市）が共同で運営しています。また、国民健康保険税は、県が示す納付金と標準保険料率をもとに市が税率を定めます。市では下記のとおり、税率を前年度と同率とし、課税限度額は引き上げることとしました。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

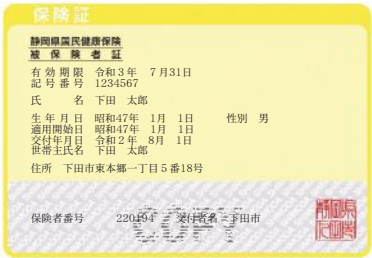
区分	課税対象	税率		医療分(75歳未満)		支援金分(75歳未満)		介護分(40歳以上65歳未満)	
		前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度	前年度	今年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.1%	5.1%	2.0%	2.0%	1.7%	1.7%		
均等割	被保険者1人につき	19,300 円	19,300 円	7,600 円	7,600 円	11,900 円	11,900 円		
平等割	1世帯につき	13,900 円	13,900 円	5,500 円	5,500 円	—	—		
課税限度額 (上記3つの合計額の上限)		58 万円	63 万円(改正)	19 万円	19 万円	16 万円	17 万円(改正)		

※介護分の計算には対象者以外の方の所得や人数などは影響しません。

今年度の国保税は、「医療分」、「支援金分（後期高齢者支援金分）」、「介護分（介護納付金分）」の3つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つの項目があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。

※国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

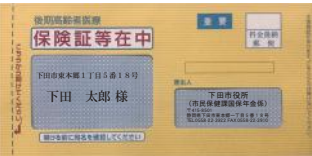
8月1日（土）から 国民健康保険証と後期高齢者保険証が切り替わります



新しい証は **クリーム色** です。

7月中旬に郵送します。

8月1日（土）から70歳以上の方は被保険者証兼高齢受給者証の提示のみで医療機関の受診が可能となります（昨年度までお渡ししていた高齢受給者証は廃止となります）。
保険証が届いたら次のことを確認してください。
・他の健康保険証と重複している方はいませんか
・加入者に漏れはありませんか
・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
・学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか
上記のいずれかに該当する場合は届出が必要となりますので、市民保健課国保年金係（窓口③）で手続きをお願いします。
※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課収納係（窓口⑦）で更新させていただく場合があります。



新しい証は **藤色** です。

7月下旬に **黄色** の封筒で郵送します。

これから75歳になる方には、誕生月の前月下旬に随時被保険者証を郵送します。